

## 令和3年度決算審査措置要求決議

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

### 1 新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等に係る国民への情報提供について

令和元年度から3年度までの新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種事業（コロナ関連事業）1,529事業のうち予算の執行が区分管理されていた1,367事業を会計検査院が検査したところ、3か年度の予算総額は94兆4,920億円で、そのうち3年度から4年度への繰越額は13兆3,254億円、3か年度の不用額は4兆6,744億円と多額になっていること、決算だけでは最終的にコロナ関連事業に充てられなかった補助金等の余剰額を把握できないこと、各府省等のコロナ関連事業の繰越額及び不用額については特段公表すべき基準等がなく、コロナ関連事業と分かる形で公表されていないことなどが明らかとなった。

政府は、国民の理解と協力を得つつ新型コロナウイルス感染症に関連する対策を進めていくため、コロナ関連事業に係る予算の執行状況を示す基本的な情報である支出済額、繰越額及び不用額並びに補助金等の余剰額について国民に対して広く分かりやすく情報提供すべきである。

### 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不適切な執行等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために創設され、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として用途に制限はないとされている。会計検査院が検査したところ、商品券等の未換金相当額等や信用保証料の補助等事業における過払分返金額が滞留していること、公的機関の水道料金等の減免額に交付金が充当されていること、交付金事業の効果検証が実施されておらず、検証結果が公表されていないことなどが明らかとなった。

政府は、地方公共団体にとって自由度の高い制度であることに鑑み、事後の効果検証が重要であることを改めて認識し、地方公共団体に対し事業実施後速やかに交付金の使途や効果の検証結果を公表するよう促すとともに、余剰資金の滞留等の不適切な状況の改善に取り組むべきである。

### 3 里親制度、特別養子縁組制度等に係る予算の効果的な執行について

政府は、平成28年改正児童福祉法の理念の下、3歳未満の里親等委託率を令和6年度末までに75%とするなどの目標を掲げている。しかし、3年度末時点での里親等委託率は全国平均23.5%と低調であり、地方公共団体間の格差が最小8.6%から最大59.3%と大きくなっているにもかかわらず、児童相談所の業務量との因果関係等の分析を行っていないなど、里親等委託率の向上のための取組が十分に行われていないことが明らかとなった。

政府は、地方公共団体の取組を確実に支援し、里親等委託率が低調な要因を分析した上で、里親制度や特別養子縁組制度等に係る予算が効果的に執行されるよう適切な措置を講じるべきである。

### 4 マイナンバーカードを利用したサービスにおける相次ぐ個人情報漏えい事案について

令和3年10月から本格運用が開始されたマイナンバーカードの健康保険証利用において、保険者が加入者データを誤ってオンライン資格確認等システムに登録したことにより別人の薬剤情報等が閲覧される事案や、5年3月以降、マイナンバーカードを利用した証明書交付サービスにおいて、システムの不具合により別人の住民票等が誤って発行される事案が判明し、個人情報が漏えいしたことが明らかとなった。

政府は、個人情報を取り扱うシステムの信頼性に関わる重大な問題が相次いで発生していることを重く受け止め、マイナンバーカードを利用したサービスに対する国民の不安を払拭するため、デジタル庁及び関係省庁における連携を強化し、再発防止に万全を期すべきである。

### 5 刑事施設の改修工事等における繰越予算の不適切な執行について

全国の刑事施設は、毎年度、被収容者等に必要な処遇等を行う施設の改修工事等を実施しており、工期の見直しなどの理由から多額の施設整備費等が翌年度に繰り越されている。平成29年度から令和2年度までに22刑事施設が繰越手続を行った明許繰越しのうち339事項を会計検査院が検査したところ、21刑事施設の99事項について、繰越しの承認を受けた事項の内容と異なる事務・事業に繰越予算を充てて実施していたことが明らかとなった。

政府は、平成23年度決算検査報告の意見表示を受けて歳出予算の繰越しに係る事後検証の仕組みを導入するなどしたにもかかわらず、同様の事態が繰り返されたことを重く受け止め、老朽施設の建替え等に当たっては、費用対効果等を踏まえて計画時点で十分な検討を行うとともに、繰越制度の趣旨に沿った適切な予算執行を徹底すべきである。

#### 6 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、トルコの小学校改修計画において、大使館が事業実施機関に対して事業完了後の利用状況等の確認を行っておらず、児童数の減少を理由に改修後の小学校が閉鎖されていたり、フィリピンの給水システム整備計画において、大使館が事業実施機関に対して水量を回復できていない原因を究明させるなどの働きかけを十分に行っておらず、多くの給水スタンドから水が出ていない状況となるなどして、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、事業実施機関に早急な改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、同様の指摘が繰り返されることのないよう、ODA事業を実施している全在外公館に対し、事業実施機関を通じた事業の進捗状況及び事業実施後の利用状況の適切な把握並びに課題が生じた場合の改善措置の実施を徹底させるべきである。

#### 7 特別会計予備費の低調な使用実績を踏まえた予算計上の在り方について

一般会計と同様に特別会計の予算においても予備費を計上することができ、令和3年度は13ある特別会計のうち11の特別会計において予備費が計上されている。特別会計予備費の補正後予算額は、近年、総額で8,000億円程度に上っているものの、平成26年度から30年度の使用実績は全くなく、令和元年度から3年度も数百億円に

とどまっております、使用実績が低調となっております。

政府は、予備費の性格を踏まえた上で、各特別会計における予備費について、それぞれの設置目的や事業規模、使用実績等を踏まえた適切な予算計上を行うべきである。

#### 8 家庭学習のためのモバイルWi-Fiルータ等の低調な使用状況について

文部科学省は、都道府県及び市町村（事業主体）に対し、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業時等も児童生徒が学習を継続できるよう、経済的にインターネット環境を整えられない家庭に貸与するモバイルWi-Fiルータ等（ルータ）の購入費を補助している。会計検査院が検査したところ、令和2年度及び3年度に21都道府県の278事業主体が整備したルータ22万2,892台のうち、納品から1年以上経過した17万8,325台の6割を超える11万3,315台が一度も使用されていないこと、8万181台が今後の使用見込みがないことなどが明らかとなった。

政府は、ルータの使用状況が低調となった要因や家庭学習以外における活用方法等に関する調査結果を踏まえ、具体的な有効活用策を事業主体に周知徹底することにより、国費で整備された多数のルータが死蔵されている不適切な状況を早急に改善すべきである。

#### 9 多額の国費等を投じた三菱スペースジェットの開発中止について

三菱重工業株式会社が開発を進めた国産ジェット旅客機「三菱スペースジェット」について、経済産業省及び文部科学省による研究開発支援や国土交通省による型式証明の審査など、多額の国費や人的資源を投じたにもかかわらず、令和5年2月に開発中止となった。

政府は、国家プロジェクトとして取り組んだ国産ジェット旅客機の商業運航という目的を達成できなかったことを重く受け止め、開発により得られた成果や知見の活用を進めるとともに、開発中止に至った原因等を徹底的に検証・総括し、将来の航空機産業の在り方を再検討すべきである。

#### 10 農業農村整備事業等における公共測量手続の低調な実施状況について

公共測量は、その測量成果を以後の基準として使用することなどによりコスト縮

減等の効果があるとされ、測量法等において、公共測量を計画する事業主体（測量計画機関）は、国土地理院に計画書及び測量成果を提出するなどの手続を行わなければならないとされている。令和元年度及び2年度に農業農村整備事業等において実施した公共測量に該当する測量について、会計検査院が159測量計画機関の1,434契約を検査したところ、農林水産省において、公共測量に該当する要件等についての周知や手続が適切に行われるための指導等を十分に行っておらず、全体の9割以上に当たる145測量計画機関の1,341契約で公共測量の手続を行っていないことが明らかとなった。

政府は、公共測量の成果を他の測量計画機関等が様々な用途に利活用できるようにするため、公共測量の手続を適切に行うよう測量計画機関に対して十分に指導又は助言を行うべきである。

#### 11 公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性の向上について

国土交通省が実施する道路整備事業等の公共事業に係る事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく新規事業採択時評価に加え、同評価の前段階において実施される計画段階評価がある。多額の国費が投じられる公共事業については、事業化による費用対効果等を事前に分析した上で採否を決定する必要があるが、現状の費用対効果分析は、複数案の比較・評価や事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証する計画段階評価ではなく、ルートや構造、事業費等が固まった事業化直前の段階である新規事業採択時評価において実施されることとなっている。

政府は、新たなインフラの整備に当たっては、中長期的な見通しを示した上で、地域への丁寧な説明を行うなど計画段階評価の更なる充実に努めるとともに、費用対効果分析の在り方を検討することにより、公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性を一層向上させるべきである。

#### 12 陸自新システム用に借り上げた端末等の不十分な使用状況について

陸上自衛隊は、指揮統制機能等を向上させるため、平成5年度から運用している陸自指揮システム（旧システム）の後継となる陸自クローズ系クラウドシステム（新システム）への移行を令和元年度から開始した。防衛装備庁は、陸上幕僚監部の調達要求に基づき、移行の間に一時的に不足した新システム用端末等を補完するため、

旧システム用端末等を継続して借り上げる契約を締結している。会計検査院が検査したところ、新システムに移行予定の29駐屯地等に所在する部隊等の旧システム用端末等369台のうち91台が倉庫等に保管されるなどして適切に使用されておらず、調達目的を達成していなかったことが明らかとなった。

政府は、今後同様の事態が繰り返されることのないよう、各部隊等に対して端末の使用状況を定期的に報告させ、システムの換装時には配付する端末の使用目的等の周知を徹底させるとともに、今回指摘された事項及び対応策について各部隊への教育を実施することにより、再発防止に万全を期すべきである。

### 13 特別保存に付すべき事件記録の廃棄について

最高裁判所は、事件記録等保存規程第9条第2項に基づき、史料又は参考資料となるべき事件記録について、所定の保存期間満了後も特別に事実上の永久保存をすることとしている。令和2年3月に特別保存の運用要領を策定するよう全国の裁判所に周知するまで特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、各家庭裁判所において社会の耳目を集めた少年保護事件記録等の多くを特別保存に付すことなく廃棄していたこと、周知後も大分地方裁判所において特別保存に付していた民事事件6件の事件記録を4年2月に廃棄していたことが明らかとなった。

最高裁判所は、長らく特別保存の制度が形骸化し、歴史的価値のある事件記録が失われたことを重く受け止め、裁判所における事件記録の保存・廃棄の在り方についての調査・検討結果を踏まえ、事件関係者を含め、国民に説明を尽くすとともに、特別保存に付すこととした事件記録の将来にわたる適切な管理・保存を徹底すべきである。